

指定通所介護事業所重要事項説明書

2024年8月1日作成

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当：下澤 望美

電 話：019-635-1302

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	在宅総合センターひだまりデイサービス
所在地	岩手県盛岡市津志田26地割30番1
介護保険指定番号	0370102089
サービスを提供する対象地域	盛岡市（玉山地域を除く）、矢巾町

(2) 職員体制

職 種	定 数	職務内容
管 理 者	1名	従業者の管理及び業務の一元的管理をします。(介護職員との兼務)
生活相談員	2名以上	利用者の心身状況・環境等全般を把握し、利用者ならびにその家族に必要な助言等を実施します。(介護職員との兼務)
看護職員	1名以上	利用者の健康管理、衛生管理に関する処置・指示、援助等に関する業務をします。
介護職員	7名以上	利用者の身体的・精神的介護、基本的生活支援及び相談助言、余暇支援、社会支援をします。(1名は管理者と兼務、2名は生活相談員との兼務)
機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能訓練や計画の作成を行います。(看護師と兼務)

(3) 同センターの設備概要

定員	月曜日～金曜日 60名 土曜日 45名	トイレ	8室
食堂および機能訓練室	375.45㎡	静養室	1室
配膳室	1室	面談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽と個浴	送迎車	5台

(4) 営業時間

月曜日～土曜日	8時30分～17時00分
---------	--------------

(5) サービス提供時間

月曜日～土曜日	9時30分～16時45分
---------	--------------

3 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護計画」を作成し、以下のようなサービスを提供します。

(1) 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。

(2) 食事

栄養士が作成する献立を調理し、利用者へ合わせた食事形態で提供します。治療食はご相談ください。

(3) 入浴

利用者の状態に合わせて介助浴、特別浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練を必要とする利用者に対し、機能訓練指導員・看護職員・介護職員等が利用者へ合わせた機能訓練を行います。

(5) 生活相談

利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

(6) レクリエーション、クラブ活動

施設内において、様々な活動を実施しております。また、行事によって別途参加費のかかるものもあります。その都度担当より説明させていただきます。

4 利用料金

市町村が発行する介護保険負担割合証の利用者負担割合によっては自己負担2割又は3割の請求が発生する場合があります。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

(1) 通所介護 (通常規模)

利用料 (1日当り) 1割負担

所要時間 (1回あたり)	要介護度	基本料
6時間以上 7時間未満	要介護1	584円
	要介護2	689円
	要介護3	796円
	要介護4	901円
	要介護5	1,008円
7時間以上 8時間未満	要介護1	658円
	要介護2	777円
	要介護3	900円
	要介護4	1,023円
	要介護5	1,148円

(注) 昼食代は520円頂いております。こちらは負担割合には含まれません。

【加算】

※ 以下の要件を満たす場合、前頁の基本部分に以下の金額が追加となります。

利用者負担割合によっては自己負担2割又は3割の請求が発生する場合があります。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

	加算の要件	自己負担額 (1割負担の場合)
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合、及び入浴介助に関わる職員が入浴介助に関する研修等を行う	40円/日
入浴介助加算Ⅱ	利用者宅への訪問により把握した浴室環境を踏まえた多職種共同での個別の入浴計画を作成し、居宅の状況に近い環境にて入浴を行った場合	55円/日
中重度ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し指定通所介護を行った場合	45円/日
生活機能向上 連携加算Ⅱ2	リハビリテーション専門職と連携して機能訓練のマネジメントを行った場合	100円/月
個別機能訓練加算Ⅰイ	当該加算の体制・人員要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合	56円/回
個別機能訓練加算Ⅰロ	イの配置に加え、専従1名以上の機能訓練指導員が利用者へ機能訓練を行った場合	76円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	厚生労働省への情報提供、フィードバックを元に計画作成、実施を行った場合	20円/月
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅰ	6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態を確認し、当該情報を担当する介護支援専門員へ提供した場合	20円/回
口腔・栄養 スクリーニング加算Ⅱ	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定し、いずれかの確認をし、介護支援専門員へ提供した場合	5円/回
口腔機能向上加算Ⅰ	言語聴覚士、歯科衛生士、看護師いずれか1名以上配置	150円/回
口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能改善計画等を厚生労働省への情報提供、フィードバックを元にケアの向上を図ること	160円/回
ADL維持等加算Ⅰ	一定期間内の当該事業所利用者のADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合	30円/月
ADL維持等加算Ⅱ	加算Ⅰの要件を満たし、その期間においてADL利得を平均して得た値が3以上である場合	60円/月
サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士50%以上に該当した場合	18円/日
科学的介護推進体制加算	心身の基本的な情報を厚生労働省へ情報提供	40円/月

- ・送迎を実施していない場合、47円/片道が減算されます。
- ・介護職員等処遇改善加算は1か月の利用料金(基本料+各種加算減算)に9.2%を乗じた金額が加算されます。
- ・送迎対象地域外については、通常実施地域を超えた地点から5km毎に100円が追加になります。

(2) その他の料金

- ① 紙おむつ・リハビリパンツ・尿取りパットを使用した場合、実費をいただきます。
- ② 特別な行事や、クラブ活動、レクリエーション等の費用をいただくことがあります。

5 サービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようお手伝いいたします。

また、地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり精神的安定感のある総合的なサービスを行います。

(2) 研修等

管理者または従業員等の資質向上を図るための研修の機会を以下のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

① 採用時研修 採用後1ヶ月

② 継続研修 年1回

(3) サービス利用に当たっての留意事項

①送迎時間の連絡

あらかじめ利用者または家族の方と相談し連絡いたします。行事等を実施するときは、通常の送迎時間と異なる場合があります。

②体調確認

送迎車を利用される際や、施設に到着したときに利用者の方の状態を把握し、体調を確認します。

③体調不良等による利用者の都合でサービスを中止することができます。

④時間変更

ケアプランに基づいた時間での利用になりますが、変更を希望される場合は、ご相談ください。

⑤気象状況の悪化等による所要時間の取り扱い

利用者の心身の状況（急な体調不良等）に限らず、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎にやむを得ず平時よりも時間を要した場合も計画上のサービス提供時間で算定させていただきます。

6 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、家族の方に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。病院受診は御家族様の対応となります。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8 衛生管理等

①感染症の予防や蔓延防止のため、必要な措置を講じます。発生時に対応する指針、業務継続計画を作成し、シミュレーションを行う等の訓練や責任者を定め感染防止に努めます。また、感染委員会を定期的に開催し、備品整備や情報共有、対応の確認を行います。職員研修の実施で感染症予防を徹底します。

②食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、密接な関係に努めます。

9 非常災害対策

①防災の対応

消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。また、日頃から、訓練の実施にあたっては、消防団や地域住民の参加を要請し、避難・救出訓練を実施します。

②防災設備

防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

③防災訓練

消防法に基づき、非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地域等の災害に対する指針を作成します。

職員および利用者が参加する消火通報・避難訓練を年間計画で実施します。

1 0 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 虐待防止に関する対応

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる必要な措置を講じます

- ① 委員会を開催し、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ② 苦情受付窓口、および苦情解決体制を整備します。
- ③ 事業者はサービス提供中に当該従業員又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告します。

1 2 身体的拘束の原則禁止

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないよう措置を講じます。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する事とします。

1 3 ハラスメント対策

ハラスメント行為などにより、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。当事業所は、従業員、利用者のハラスメント防止のため、以下の措置を講じます。

- ①ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施を行います。
- ②その他、マニュアル、指針の整備等、ハラスメント対策に必要な措置を講じます。

1 4 サービス利用に際しての禁止事項について

- ①事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③サービス利用中に職員の写真や動画の撮影、録音やそれを無断でSNS等に記載すること。

1 5 サービス利用に際してのお願い

- ①当事業所では利用者または御家族からの御心付けや差し入れの品などは固くお断りいたします。
- ②送迎時等、ペットはゲージに入れる、リードにつなぐなどのご協力をお願いします。

16 サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当か下記窓口までお申し込みください。

苦情受付担当者： 下澤 望美

苦情解決責任者： 姉帯 将宏

電 話： 019-635-1302 FAX： 019-635-9052

受付時間： 8時30分 ～ 17時00分（月曜日～金曜日）

第三者委員

第三者委員は、サービスの特殊性や利用者と事業所の立場を理解した上で、中立・公正な立場で苦情相談に応じます。

第三者委員：藤澤 昇 佐藤 精記

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- ・岩手県福祉サービス運営適正化委員会 電話 019-637-8871
- ・盛岡市役所保健福祉部介護保険課 電話 019-651-4111
- ・矢巾町役場健康長寿課介護保険係 電話 019-697-2111
- ・岩手県国民健康保険団体連合会保健介護課分室 電話 019-604-6700

18 第三者の評価の実施の有無 有り ・ なし

19 当事業所の概要

名 称 盛岡医療生活協同組合
代表者 理事長 田村 茂
所在地 岩手県盛岡市津志田26地割30番地1
電話番号 019-635-6216
法人設立 昭和43年

年 月 日

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地：岩手県盛岡市津志田26地割30番地1

名称：盛岡医療生活協同組合

在宅総合センターひだまりデイサービス

代表者：理事長 田村 茂 印

説明者： 印

私は本書面により、事業者からサービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者

住 所

氏 名 印

家族・代理人・成年後見人等

住 所

氏 名 印

本人との関係
